

りそなテレホンサービス利用規定

(2020年3月改定)

1. (プッシュホンによる資金移動取引)

- (1) プッシュホンによる資金移動取引(以下「振込・振替サービス」といいます。)は、契約者ご本人(以下「依頼人」といいます。)からの電話依頼にもとづき、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座(以下「支払指定口座」といいます。)よりご指定金額を引落しのうえ、あらかじめ依頼人が指定した当行国内本支店の預金口座(以下「入金指定口座」といいます。)へ入金する場合に利用することができるものとします。
- (2) 電話依頼は、依頼人が占有管理する電話(プッシュホン)を使用して送信してください。
- (3) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。
 - ①. 支払指定口座と入金指定口座とが同一支店内かつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
 - ②. 支払指定口座と入金指定口座とが異なる当行本支店にある場合、または異なる名義の場合もしくは、入金指定口座が埼玉りそな銀行本支店にある場合は「振込」として取扱います。
 - ③. 1回の振込または振替により入金できる最大の金額は、申込書により指定された振込限度額の範囲内とします。

2. (振込または振替の受付等)

- (1) 振込・振替サービスにより振込または振替を依頼する場合は、当行が定めた番号の電話あてに送信を行い、当行の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を電話のボタンにより操作してください。
- (2) 当行で受信した加入者番号、暗証番号が、当行があらかじめ指定した加入者番号、届出の暗証番号と一致した場合には、当行は送信者を依頼人とみなします。
- (3) ご依頼の内容については、当行が意思確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (4) ご依頼の内容が確定した場合、当行は、即時に、支払指定口座から振込金額または振替金額を引落しのうえ、当行所定の方法で振込または振替(通知預金は利息を含みます)の手続をいたします。
- (5) 午後4時以降に受付(受信)した振込または振替については、翌営業日付で支払指定口座から引落しのうえ、翌営業日に振込または振替の手続をいたします。
- (6) 支払指定口座からの資金引落しは、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、通知預金規定またはカードローン規定にかかわらず、預金通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- (7) 振込・振替サービスの利用時間は、当行が別途定めた時間内とします。
- (8) 以下の各号に該当する場合、振込・振替サービスのお取扱はできません。
 - ①. 受付(受信)時に、振込金額または振替金額が支払指定口座より払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるとき。
 - ②. 受付(受信)時に、振替金額あるいは振込金額が入金指定口座の振込限度額をこえるとき。
 - ③. 支払指定口座あるいは入金指定口座が解約済のとき。
 - ④. 依頼人から支払指定口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続を行った

とき。

⑤. 差押等やむを得ない事情があり当行が支払あるいは入金を不相当と認めたとき。

(9) 入金指定口座への入金ができない場合には、振込金額または振替金額は当行所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻入れます。

3. (手数料等)

(1) 振込・振替サービス利用に当たっては、当行所定の手数料（消費税相当額を含みます。）を支払っていただきます。

(2) 振込取引の場合には、当行所定の振込手数料（消費税相当額を含みます。）を支払っていただきます。

(3) 振込取引で、前条第8項の取扱をした場合は、当行所定の手数料（消費税相当額を含みます。）を支払っていただきます。

(4) 手数料は、当行所定の振替日に預金通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手なしで指定預金口座から自動的に引落します。

なお、振込手数料については、申込書により指定された方法でお取扱いいたします。

4. (取引内容の確認)

(1) この取扱による取引後は、すみやかに普通預金通帳、総合口座通帳、通知預金通帳、定期預金通帳等への記入、または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。

また、処理内容については、当該月分を取りまとめて翌月にお知らせいたしますので、ご確認ください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、ただちにその旨をお取引店にご連絡ください。

(2) 取引内容・残高に相違がある場合において、依頼人と当行との間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

5. (免責事項)

(1) 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により取扱が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、当行が意思確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱が中断したと判断される場合は、障害回復後に取引内容をお取引店にご確認ください。

(2) この取扱による振込または振替依頼の受付の際送信された加入者番号、暗証番号、登録番号と当行があらかじめ指定した加入者番号および届出の暗証番号、登録番号との一致を確認して取扱いましたうえは、加入者番号、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

6. (届出事項の変更等)

暗証番号、指定口座等届出事項内容に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店にただちにお届けください。

この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. (解約)

この取扱は、当事者の一方の都合で通知によりいつでも解約することができます。

ただし、所定の手数料の未払いが生じた場合、あるいはお届けの電話番号によりご連絡がとれない状況が生じた場合には、当行は通知を省略し、この契約を解約することができるものとします。また、解約は当行の手続が完了したときより有効とします。

8. (契約期間)

この契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、依頼人または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

9. (暗証番号の機械登録)

- (1) 振込・振替サービスに係る暗証番号について、お申込日（変更の場合は変更のお申込日）から1年を経過する日までに異議のお申出がない場合は、登録依頼書どおり正しく機械登録されたものとさせていただきます。
- (2) 振込・振替サービスに係る暗証番号は、セキュリティーの面から機械登録による保存とし、登録依頼書での保存は行いません。

10. (合意管轄)

本サービスに関する訴訟については、当行本店またはその取扱営業店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

11. (規定の変更)

- (1) 当行は、りそなテレホンサービス利用規定（以下「本規定」といいます。）の変更が利用者の一般の利益に適合する限り、又は、本規定の変更が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な範囲内で、本規定を変更することができるものとします。この場合、当行は当行ホームページ上の「りそなテレホンサービス利用規定」を改定し掲示します。
- (2) 当行は、前項の掲示で指定した日（以下「変更日」といいます。）以降は、変更後の規定により取扱い、変更日以降に契約者が本サービスを利用された場合、変更後の利用規定の内容について異議なく承諾されたものとみなしますので、契約者は本サービスを利用する際には、ホームページ上の利用規定をご確認のうえご利用ください。
- (3) 契約者は、第1項の利用規定の変更に同意されない場合、この契約を解約することができます。この場合の手続は、第7条の規定を準用するものとします。

以上